

# 公益財団法人笹川スポーツ財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 23 年 6 月 7 日  
規 程 第 16 号

改正 平成 25 年 6 月 11 日 規程第 34 号

(目的)

**第 1 条** 公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）の定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 21 条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

**第 3 条** 役員及び評議員には、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、別表 1 により支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、評議員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は、別表 2 により支給する。
- 4 監事の報酬は、別表 3 により支給する。
- 5 評議員の報酬は、別表 5 により支給する。
- 6 常勤役員の退職にあたっては、第 6 条の規定に基づき、退職慰労金を支給することができる。

(報酬の支給日及び方法)

**第 4 条** 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(退職慰労金の支給)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

2 常勤役員の退職慰労金の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の報酬月額（以下「退職慰労金算定基礎月額」という。）に別表4の規定による支給係数を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する支給係数は、評議員会において、その常勤役員の業績等に応じて決定するものとする。

4 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

5 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(退職慰労金の額)

第7条 常勤役員に対する退職慰労金は、前条の規定により算出した額とする。

ただし、次条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、それぞれの役職ごとの退職慰労金算定基礎月額に在職月数（以下「役職別期間」という。）及び別表4に規定する支給係数を乗じて得た額の合計額とする。

なお、常勤役員に就任している者が他の役職に引き続き就任した場合にあっては、他の役職に就任する直前において支給を受けている報酬月額を退職慰労金算定基礎月額とする。

(再任等の場合の取扱い)

第8条 常勤役員が、任期満了の日において、引き続き同一の役職又は役職を異にする役員に選定されたときは、その者の退職慰労金の支給については、継続して在職したものとみなす。任期満了の日以前に役職を異にする役員に選定されたときも同様とする。

(常勤役員の在職期間の計算)

第9条 第7条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、第6条第4項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(費用)

第10条 財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

#### 附 則（平成 23 年 6 月 7 日 規程第 16 号）

この規程は、平成 23 年 6 月 7 日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から適用する。

2. 公益財団法人移行前（平成 23 年 3 月 31 日現在）に常勤理事であった者が、公益財団法人（平成 23 年 4 月 1 日現在）の常勤役員である場合には、別表 4 の在職月数については、平成 23 年 3 月 31 日以前の就任日から起算する。

#### 附 則（平成 25 年 6 月 11 日 規程第 34 号）

この規程は、平成 25 年 6 月 11 日に施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 常勤役員の報酬月額

月額 150万円までの範囲内

別表 2 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度 一回当たり 20,000円

別表 3 監事の報酬

理事会、評議員会及び監事監査出席の都度 一回当たり 20,000円

別表 4 常勤役員退職慰労金の算出要領

(算出数式) 報酬月額×在職月数×支給係数

(支給上限) 240月

支給係数：	(1)在職期間2年までの者	0.0878以内
	(2)在職期間2年超6年までの者	0.1170以内
	(3)在職期間6年を超える者	0.1463以内

別表 5 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一回当たり 20,000円